

『日本補綴歯科学會々誌』および『日本補綴歯科学会雑誌』
掲載論文の著作権委譲のお願い

社団法人日本補綴歯科学会
理事長 佐々木 啓一

このたび『日本補綴歯科学会雑誌』およびその前身の『日本補綴歯科学會々誌』が、科学技術振興機構（J S T）の「科学技術論文発信・流通促進事業推進委員会（黒川 清委員長）」によって「平成20年度電子アーカイブ対象誌」に選定され、1935年の1号まで遡って全てのバックナンバーが電子化されることになりました。つきましては『日本補綴歯科学會々誌』および『日本補綴歯科学会雑誌』掲載の論文等についての著作権委譲を確認させて頂きたく、以下にお知らせ申し上げます。

J S Tの電子アーカイブ事業は、国内の学協会が発行している学術雑誌における国際発信力のさらなる強化と重要な知的資産の保存などを目的として、平成17年度から開始され、特に重要な学術雑誌について、過去の紙媒体の論文に遡って創刊号から電子化（電子アーカイブ）し、J S Tが運用するアーカイブサイト「Journal@rchive（ジャーナルアーカイブ）」にて全文公開しています。

電子アーカイブを行うにあたっては、著作権が著作権者から本学会へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。本来は、各著作権者からの譲渡または許諾を得ることが必要ですが、本学会が発刊した刊行物に掲載された論文・記事等の著作権者は非常に多く、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、個別に譲渡または許諾の手続きを行うとすると、その事務量は膨大なものとなります。

そこで本学会としましては、著作権のうちの複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（同第23条）の行使に限り、著作権者から本学会に委譲願うことにいたしました。著作権の種類については参考資料をご覧ください。なお、本学会の学会誌における投稿規定に、「著作権は本学会ならびに著者に帰属する」（『日本補綴歯科学会雑誌』33巻4号（1989（平成元）年8月1日発行）～44巻2号（2000（平成12）年4月10日発行）、また、『日本補綴歯科学会雑誌』44巻3号（2000（平成12）年6月10日発行）以後は、「著作権は本学会に帰属する」と記させて頂いております事を申し添えます。

具体的には『日本補綴歯科学會々誌』および『日本補綴歯科学会雑誌』の全てのバックナンバーについて次の3項目を適用することをご承認いただきたいと思います。

1. 社団法人日本補綴歯科学会は、学術と技術の発展を目的として、該当する論文等を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。
2. 社団法人日本補綴歯科学会は、学術と技術の発展を目的として、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有すること。
3. 上記の行為により収入がある場合は、この収入を本学会の運営費用に充てること。

なお、上記の3項目についてご承認いただけないとお申し出があった論文等につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、2009（平成21）年10月末日まで（必着）に、その旨を社団法人日本補綴歯科学会事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文等につきましては、ご承認いただけたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。この作業に際しましては、論文中の症例報告等で、患者等の個人を特定できる情報はすべて保護処理をしますので、患者等の個人情報流出することはありません。

せん。

また、このお知らせが全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われまので、本お知らせを知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該論文等の公開は、それ以後の可能な限り早い時期をもって中止いたします。

今回の複製権と公衆送信権の行使の委譲は『日本補綴歯科学会々誌』および『日本補綴歯科学会雑誌』を電子公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために、これらに掲載された論文等を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

連絡先：170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9-3F

社団法人 日本補綴歯科学会事務局

電話：03-5940-5451, FAX：03-5940-5630

E-mail：jpr-edit01@max.odn.ne.jp

(参考資料) 著作権に含まれる権利の種類

論文の電子化やそのデータを保存することは複製に、電子化した論文をWeb上で不特定多数の利用者へ公開することは公衆送信にあたります。

著作権法第21条～第28条

複製権：著作物を複製する権利（第21条）

上演権及び演奏権：著作物を公に上演し、演奏する権利（第22条）

上映権：著作物を公に上映する権利（第22条の2）

公衆送信権等：著作物を公衆に送信する（あるいは送信可能な状態にする）権利（第23条）

口述権：著作物を公に口述する権利（第24条）

展示権：著作物を公に展示する権利（第25条）

頒布権：映画の著作物を頒布する権利（第26条）

譲渡権：著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利（第26条の2）

貸与権：著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利（第26条の3）

翻訳権・翻案権等：著作物を翻訳、翻案（編曲等）する権利（第27条）

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利：二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を原著作者が有する権利（第28条）